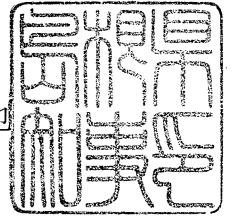


原第1037号  
令和7年3月28日

原子力規制委員会委員長 山中伸介様

島根県知事 丸山達也  
(防災部原子力安全対策課)



島根原子力発電所2号機の特重大事故等対処施設等の  
設置に係る要請について

本県は、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」第6条第2項に基づき、平成28年4月28日に中国電力(株)から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所2号機の特重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備(3系統目)(以下「特重施設等」という。)の設置について了解しました。

このたびの了解に当たっては、島根原子力発電所2号機の再稼働判断時に要請した事項(別紙)に引き続き適切に対応されるとともに、下記事項について適切に対応されるよう要請します。

また、出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応されるようお願いいたします。

記

1. 島根原子力発電所2号機の特重施設等の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査、原子力規制検査等を厳格に行うこと。その際、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても厳格な確認を行うこと。
2. 高度化するテロの脅威に対応するため、常に最新の知見を規制基準に反映するなど、引き続き原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。

## 島根原子力発電所2号機再稼働判断時の要請事項

### 【令和4年6月15日付け原第200号で要請】

1. 常に最新の知見を規制基準に反映させるなど、原子力の安全規制を担う機関として安全対策に万全を期すこと。
2. 島根原子力発電所2号機の設計及び工事計画認可の審査、保安規定変更認可の審査を厳格に行うこと。
3. 日常の原子力規制検査を厳格に行うこと。  
検査に当たっては、検査官の質を高めるとともに、中国電力における過去の不適切事案を念頭に、組織・人員体制、手順、教育及び訓練といったあらゆる面においてルールどおり行われているか、随時書類の確認や会議の傍聴を行うなど中国電力の緊張感に緩みが出ないように対処すること。